

日台租税協定適用に関する手続について

お客様各位

皆様におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日台租税協定が2017年1月1日から適用開始されます。本日は日台租税協定の中でも多くの日系企業に直接的に影響がある項目として、(1)配当・利子・ロイヤルティの源泉税率の軽減(20%→10%)と(2)サービス料(事業所得)の免税申請の2点について、その手続き面を以下のとおりまとめさせていただきます。皆様におかれましては再確認いただければと存じます。

(1) 配当・利子・ロイヤルティの源泉税率の軽減(20%→10%)

現行の税法では台湾源泉所得の海外への送金時には20%の源泉徴収を行い、それを10日以内に納付・申告を行うというルールになっています。租税協定適用により源泉税率が10%に軽減されても流れそのものは同じであり、10%の源泉徴収を行い90%相当を送金、その後10日以内に納付・申告を行うこととなります。その際に優遇税率を享受する根拠として、以下の書類を税務署に提出することになります。

- ① 申告書(所定書式)
- ② 居住者証明書(所得受領者が日本国税務居住者であることを示す書類、日本国税局より入手)
- ③ 受益所有者声明書(日本法人が他者の代わりに当該収益を得ているわけではないということを示す声明書、定められた書式はなし)
- ④ 金額の根拠を示す計算書類・契約書等

(2) サービス料(事業所得)の免税申請

日本法人が当該サービスを提供するために台湾へ派遣している人の台湾滞在日数が連続する任意の12ヶ月中で183日を超えない場合(=PEがない場合)には免税申請が可能です。免税申請の結果、申請が許可された場合は源泉徴収なしで全額送金可能です。免税許可が出る前に送金する場合は、まず20%源泉徴収し、許可されてから還付請求するという手順となります。免税申請時には以下の書類が必要です。

- ① 申請書(所定書式)
- ② 居住者証明書(所得受領者が日本国税務居住者であることを示す書類、日本国税局より入手)
- ③ PEがないことを示す声明書(定められた書式はなし)
- ④ 申請委託先への授權書(会計事務所等の台湾居住者へ委託が必要)
- ⑤ 金額の根拠を示す計算書類・契約書等

なお、租税協定に関して他に留意すべき点としては、上記(1)、(2)ともに契約書等の提出が求められていますが、これらは従来は個別に税務調査等で要求された場合を除き、台湾国税局に開示していなかった情報を提供する必要があります。このため、契約書と実態が一致しているのかどうか、移転価格の観点から価格設定に問題がないかどうかなどが問題となるリスクがありますので、契約の



資誠

内容を事前検証することが望ましいと考えられます。

また、これらの減免手続きを行わないと台湾では引き続き20%の源泉税の納付を行うことになりませんが、この場合、従来は日本側で認められていた外国税額控除が控除できなくなる恐れがありますので、注意が必要です。日本では同一所得について外国と日本との間で二重課税となる場合は外国税額控除を通じて二重課税の排除が図られますが、相手国との間に租税条約がある場合は当該租税条約により軽減ないしは免除されるべき税金については外国税額控除の対象となりません。よって、基本的には上記(1)、(2)は確実に手続きを行い、減免を取る必要がございますので、ご注意ください。

日台租税協定が自社に及ぼす影響や手続きが不明である、あるいは契約書の内容に不安があるなど、何なりとお気軽にコンタクトリストメンバーまでご連絡ください。

プライスウォーターハウスクーパース台湾 日本企業部
パートナー 奥田健士

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
周泰維	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23655	david.chou@tw.pwc.com
桃原隼一	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23415	junichi.tobaru@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
www.pwc.com/tw			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2016 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.